

お客さま各位

桑名三重信用金庫

インボイス制度に係る当金庫対応について

2023年10月1日より、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。
桑名三重信用金庫は、適格請求書発行事業者としての登録を完了しております。

当金庫の適格請求書発行事業者登録番号	T9190005007666
--------------------	----------------

桑名三重信用金庫が役務提供するサービスに対して、お客さまがお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につき、当金庫の交付するインボイスにより仕入税額控除を受けることができます。以下、インボイス制度への当金庫の対応となりますので、お知らせいたします。

記

1. 営業店窓口、自動振替等でお支払いいただく各種手数料について

振込、取立、両替、融資などの営業店窓口でお支払いいただく各種手数料およびインターネットバンキング、口座振替の一部、貸金庫・夜間金庫、残高証明書(定期発行)などの自動振替等でお支払いいただく各種手数料につきましては、インボイス制度の要件を満たした帳票「インボイス管理票」※を作成いたします。

2. 投資信託のお取引に係る取引手数料(法人のお客さま)について

取引ごとにインボイスを発行し、郵送いたします。

3. くわしん BigAdvance 月額基本料金について

くわしん BigAdvance ログイン後、メニュー → 設定 → 「ご利用明細(インボイス)」より、インボイスのダウンロードをお願いします。

4. ATMおよび両替機でのお取引について

ATMおよび両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等(自動販売機 特例)」に該当するため、お客さまが一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで仕入税額控除の要件を満たす取引となります。つきましては、インボイスの発行はいたしませんので、ご了承ください。

5. その他

上記以外のお取引につきましては、個別にインボイスを発行いたします。

以上

※「インボイス管理票」の作成については、別途お申込み手続きが必要となりますので、お取引店へお申し出ください。